

## 再々申入書

2023（令和5）年10月31日

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号  
大手町ファーストスクエア イーストタワー19階  
和田倉門法律事務所  
株式会社ベリテ 代理人弁護士 高田剛 殿

〒321-0968  
栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号  
適格消費者団体  
特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク  
理事長 山口 益 弘  
TEL/FAX 028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

2023（令和5）年5月22日付けの申入書に対し、同年7月26日付けでご回答を頂きまして、ありがとうございました。

回答書を拝見しますと、「当社としましては、貴法人からのご指摘を貴重なご意見として承り、今後の表記文言の改善に活かしてまいりたいと考えております。」との記載がありました。そこで、当法人としましては、本件DMの記載について、下記のとおり修正をして頂きますよう申し入れます。

### 第1 申入れの趣旨

ルースを購入する場合の条件として、枠加工代（税抜 99,800円～／税込 109,780円～）の支払いが必要ということであれば、

ご当選おめでとうございます

\* 枠（枠加工代：税抜 99,800円～／税込 109,780円～）を別途ご購入が、条件となります。

のように、同一枠内で同じ文字の大きさを打消し表示を入れる工夫や修正をしていただくよう申し入れます。

### 第2 申入れの理由

枠加工代の金額については、本件DMの下部に「枠加工代：税抜 99,800円～／税込 109,780円～」と記載してあります。

しかし、これまで述べてきたとおり、貴社は、「ご当選おめでとうございます \* 枠加工が条件となります」「ルース 税抜 2,000円」と記載している箇所と離して記載し、一般消費者が、真実の購入条件（ルース代を合わせると少なくとも 10万円がかかること）を見ないか、誤認してしまう可能性の高い表示をしています。

したがって、申入れの趣旨のと通りの改善を求めます。

### 第3 今後につきまして

貴社におきまして、本件DMの記載を改善いただきましたら、改善後のDM案を当法人にお送り頂きますようお願いいたします。

内容を拝見し、本申入れを終了させていただくことを検討いたします。

以上